

別表（第2条第1項第8号）

	部位	対象となる工事	対象としない工事
建築 工 事	屋根	全体の葺替え、塗装工事等	(1) 部分的な補修、修繕工事等 (2) 家具（造付け家具を除く。）、備品等の購入及び設置に係るもの (3) 外構工事等 (4) 国等の補助金を受けるもの
	外壁、軒裏、水切り等	全体の張替え、塗装工事等	
	外部建具	外壁改修に伴う既設取替え又は新設工事	
	床、壁、天井等	当該室におけるそれぞれの部位全体の張替え、塗装工事等	
	内部建具	(1) 壁等改修に伴う既設取替え又は新設工事 (2) 造付け家具、建具枠等の造作工事	
	その他	(1) 間仕切り壁の変更等に伴う工事 (2) バリアフリー化に係る工事 (3) その他市長が認めるもの	
機械 設 備 工 事	配管	(1) 耐震改修工事等に伴う既設配管の撤去又は取替え工事 (2) 老朽化等による既設配管の全体の取替え工事 (3) 機器の取替え又は新設工事に伴う配管工事	(1) 部分的な補修、修繕工事等 (2) 工事を伴わない製品の購入及び設置に係るもの (3) 屋外埋設管及び

	機器	<p>(1) 耐震改修工事等に伴う機器の撤去又は取替え工事</p> <p>(2) 老朽化、バリアフリー化又は機能向上のため便所、台所、浴室等の機器の取替え又は新設工事</p> <p>(3) 浄化槽の取替え又は新設工事</p>	<p>外流し等外部に設置するもの</p> <p>(4) 下水道への接続工事</p> <p>(5) 国等の補助金を受けるもの</p>
	その他	その他市長が認めるもの	
電 気 設 備 工 事	配線等	<p>(1) 耐震改修工事等に伴う既設配線等の撤去又は取替え工事</p> <p>(2) 老朽化等による既設配線等の全体の取替え工事</p> <p>(3) 機器の取替え又は新設工事に伴う配線等工事</p>	<p>(1) 部分的な補修、修繕工事等</p> <p>(2) 工事を伴わない製品の購入及び設置に係るもの</p> <p>(3) 建築物に取付けない外灯及び外構工事等</p> <p>(4) インターネット、ケーブルテレビ等の接続工事</p> <p>(5) 国等の補助金を受けるもの</p>
	機器	耐震改修工事等に伴う機器の撤去、取替え又は新設工事	
	その他	その他市長が認めるもの	